

広島県選挙管理委員会告示第七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

令和五年十月十六日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

令和四年広島県選挙管理委員会告示第九十四号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、令和四年三月三十一日提出の「自由民主党広島県柔道整復師連盟支部」の令和三年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂 正 前	訂 正 後	訂正願受理年月日
自由民主党 広島県柔道 整復師連盟 支部	4 支出の内訳 【うち本部又は支部に対して供与した交 1,497,100 付金に係る支出】	4 支出の内訳 【うち本部又は支部に対して供与した交 1,697,100 付金に係る支出】	令和五年 一〇月四日